



湯梨浜町若者夫婦・子育て世代 住宅支援事業補助金



1 補助の概要

- 夫婦のどちらかが35歳以下又は中学生以下の子ども2人以上を養育する世帯が町内に住宅を新築又は購入する場合にその費用の一部を助成します。

2 申請ができる方

- 次の①②のいずれかに該当する世帯。
 - ①夫婦のどちらかが35歳以下の者
 - ②中学生以下の子ども2人以上を養育する世帯

3 補助の対象

- 住宅の新築又は購入
※居住に要する部分のみ

4 補助金額

区 分	補助率	補助上限額
住宅新築又は住宅購入	5/100	50万円
中山間地域に新築又は購入	6/100	60万円
町土地開発公社分譲地に新築	10/100	100万円

※1,000円未満切り捨て

5 補助の要件等

- 補助金の交付を受けてから、5年以上当該物件に居住すること。
- 市町村税の滞納が無いこと。
- 土地と対象住宅の所有者が異なる場合は、新築等及び定住について土地所有者が同意していること。
- 申請した年度の翌年度の12月31日までに補助事業を完了し、実績報告をすること。

※申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

※各補助金は、原則、交付決定前の着手はできません。建築工事の着手（新築）または代金の支払い（購入）の前に、早めに交付申請書を役場デジタル・みらい戦略課に提出してください。

【詳しくは下記までお問い合わせください】

湯梨浜町役場デジタル・みらい戦略課 〒682-0723 湯梨浜町大字久留 19-1
[電話] 0858-35-5306 [電子メール] ymirai@yurihama.jp

補助申請に必要な書類

- 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金交付申請書
(様式第1号)
- 湯梨浜町若者夫婦・子育て世代住宅支援事業計画書及び収支予算書
(様式第2号)
- 補助対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し
- 位置図、平面図及び立面図
- 補助対象事業着手前の現場写真
- 登記事項証明書等対象住宅及び土地の所有者が分かる書類及び対象住宅の所有者と土地所有者が異なる場合にあっては確認書(様式第3号)
- 市町村税の納税証明書
- 住民票の謄本(妊娠中の場合にあっては母子健康手帳の写しを含む。)
- その他町長が必要と認める書類